

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成 29 年 7 月 28 日

収支等命令者

佐賀県立博物館統括副館長 徳 淵 優 子

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

絵画「誕生」(池田学 作) 1点

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県立博物館総務課

(2) 所在地 佐賀市城内一丁目 15 番 23 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成 29 年 7 月 3 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 Mizuma Gallery Pte.Ltd. CEO 三瀨 末雄

(2) 住所 22 Lock Road #01-34 Gillman Barracks,  
Singapore 108939, Singapore

5 随意契約に係る契約金額

132,000,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成  
7年政令第372号)第11条第1項第1号の規定による。